◇職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（政令第一三〇号）（内閣官房）

1　国家公務員法（昭和二二年法律第一二〇号）第一〇六条の四第一項の離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員に類する者として内閣官房の内閣総務官室に置かれる公文書監理官を加える等の改正を行うこととした。（第一二条第二号関係）

2　国家公務員法第一〇六条の四第二項の国家行政組織法（昭和二三年法律第一二〇号）第二一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職として内閣官房の内閣総務官室に置かれる公文書監理官を加える等の改正を行うこととした。（第一三条第一項関係）

3　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第一三一号）（厚生労働省）

児童福祉法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　児童福祉司の配置標準に係る基準について、児童福祉司の数が、次に掲げる数を合計した数以上の数であって、児童福祉法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮したものであることとすることとした。

㈠　各児童相談所の管轄区域における人口を三万で除して得た数を合計した数

㈡　各児童相談所につき、当該児童相談所が児童虐待に係る相談に応じた件数から全国の児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の全国の人口一人当たりの件数として厚生労働省令で定める数に当該児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数を控除して得た件数を四〇で除して得た数を合計した数

㈢　当該都道府県が設置する児童相談所の数

㈣　都道府県の区域内の市町村（特別区を含み、指定都市及び児童相談所設置市を除く。）の数を三〇で除して得た数

2　指定障害児通所支援事業者に係る業務管理体制の整備に関する届出の受理等の権限を都道府県知事から中核市の長へ移譲することに伴う所要の改正を行うこととした。

地方自治法施行令の一部改正関係（第二条関係）

1　児童福祉に関する事務

㈠　指定障害児通所支援事業者に係る業務管理体制の整備に関する届出の受理等の権限を都道府県知事から中核市の長へ移譲することに伴う所要の改正並びに指定障害児通所支援事業者の指定等の権限及び付随する事務の権限の都道府県から中核市への移譲を行うこととした。

㈡　指定都市が処理する児童福祉に関する事務に係る読替規定について、所要の規定の整備を行うこととした。

2　障害者の自立支援に関する事務

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者並びに指定一般相談支援事業者に係る業務管理体制の整備に関する届出の受理等の権限の都道府県知事から中核市の長への移譲並びに指定障害児通所支援事業者の指定権限を都道府県知事から中核市の長へ移譲することに伴う所要の改正を行うこととした。

3　介護保険に関する事務

指定障害児通所支援事業者の指定権限を都道府県知事から中核市の長へ移譲することに伴う所要の改正を行うこととした。

三　施行期日等

1　この政令の施行に関し、必要な経過措置等を定めることとした。（附則第二条及び第三条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一三二号）（国土交通省）

一　総務省組織令の一部改正関係

自治行政局の所掌事務の特例の延長を行うこととした。（附則第三条第三項関係）

二　財務省組織令の一部改正関係

大臣官房等の所掌事務の特例の延長を行うこととした。（附則第二条第二項及び第四条関係）

三　農林水産省組織令の一部改正関係

農村振興局の所掌事務の特例の延長を行うこととした。（附則第四条関係）

四　国土交通省組織令の一部改正関係

国土政策局の所掌事務の特例等の延長を行うこととした。（附則第二条、第六条第二項及び第一〇条関係）

五　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一三三号）（財務省）

1　関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、次により関係政令の整備を行うこととした。

㈠　海藻製品の分類変更に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（関税定率法施行令第一条の三等関係）

㈡　バイオポリエチレンに係る暫定税率を無税にすることとしたことに伴い、輸入申告貨物がバイオマス由来であることの証明方法を規定することとした。（関税暫定措置法施行令第四条関係）

㈢　特別緊急関税制度等に関し、輸入数量の算出方法について、適用年度の更新に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（関税暫定措置法施行令第一〇条の四等関係）

㈣　乳幼児用調製液状乳の製造に使用されるホエイを関税割当制度の対象に追加することとしたことに伴う所要の規定の整備を行うこととした。（関税暫定措置法施行令第三二条等関係）

2　関税割当制度の適用を受ける物品につき平成三一年度又は同年度上期の関税割当数量を規定することとした。（関税割当制度に関する政令別表関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇畜産経営の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一三四号）（農林水産省）

1　輸入に係る調製ホエイを独立行政法人農畜産業振興機構に売り渡さなければならないこととされない場合の用途として調製液状乳の製造を追加することとした。（第一一条関係）

2　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一三五号）（財務省）

1　政府が、保険会社との間に締結する地震再保険契約は、保険会社が支払う保険金額が八七一億円（改正前八八四億円）を超える場合に、八七一億円を超えて一、五三七億円（改正前一、三九〇億円）以下の部分については一〇〇分の五〇、一、五三七億円を超える部分については一一万五、四六三分の一一万五、三二九を政府が支払うことを約するものとした。（第三条関係）

2　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。
